

令和 6 年 7 月 8 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 6 年 7 月 8 日現在、1,039 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 土橋、山中

TEL : 03-3507-9220 (直通)

| 通し番号 | 商品名 | 申請者 | 法人番号 | 食品の種類 | 関与する成分 | 許可を受けた表示内容 | 摂取をする上での注意事項 | 1日摂取目安量 | 区分 | 許可日 | 許可番号 |
|------|--------------|----------|---------------|------------|--------|---|---|-----------------------------|-------------|--------|------|
| 1 | おさかなのソーセージ60 | 株式会社ニッスイ | 1010001016860 | フィッシュソーセージ | カルシウム | この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減する可能性があります。 | 一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。 | 1日当たり1本(60g)を目安にお召しあがりください。 | 疾病リスク低減表示特保 | R6.7.8 | 1862 |